

ラップ(食品包装用ラップフィルム)品質表示実施要領

1 表示すべき商品

ラップ(食品包装用ラップフィルム)

2 適用範囲

ここでいう食品包装用ラップフィルム(以下「ラップ」という。)とは、一般家庭において食品の保存、調理等に使用される気密性、耐水性、耐油性、密着性等の性質を有する合成樹脂の薄膜で紙管等に巻かれたものをいう。

適用となるのは、通常的一般家庭において使用されるラップである。業務用、営業用と表示されてあっても一般消費者が購入しうる状態に置かれているものは対象となる。景品、粗品等専ら無償贈呈用に供されるものは対象とならない。

3 表示すべき事項

- (1) 品名
- (2) 原材料名
- (3) 添加物名
- (4) 寸法
- (5) 耐熱温度
- (6) 耐冷温度
- (7) 使用上の注意
- (8) 事業者の氏名又は名称及び住所

4 表示の方法等

(1) 品名

品名は「食品包装用ラップフィルム」と表示すること。

(2) 原材料名

原材料名は、合成樹脂加工品品質表示規程(平成9年通商産業省告示第671号)第2条第1号に定めるところにより表示すること。

(3) 添加物名

ここで添加物とは、合成樹脂の製造、加工、改質等の目的のために添加し、かつ製品に残留している物質をいう。

添加物名は、ラップに占める量の割合の多いものから順に、物質の名称又は当該物質の属する類の名称を表示するとともに当該用途名を括弧書することにより表示すること。

(4) 寸法

寸法は、幅についてはセンチメートルの単位で、長さについてはメートルの単位でそれぞれ単位を明記して表示すること。

寸法を表示する場合の許容範囲は、幅、長さを表わす数値のプラス4パーセント、マイナス2パーセントとすること。

(5) 耐熱温度

耐熱温度は、ラップを通常取り扱う場合と同程度の荷重を加えた場合に、当該ラップの原形に異状を生じない最高の温度を表示すること。

耐熱温度の試験方法は、別記1の耐熱温度測定方法によること。

(6) 耐冷温度

耐冷温度は、ラップを通常取り扱う場合と同程度の荷重を加えた場合に、当該ラップの原形に異状を生じない最低の温度を表示すること。

耐冷温度の試験方法は、別記2の耐冷温度測定方法によること。

(7) 使用上の注意

使用上の注意は、次のア及びイについて必要な表示をすること。

ア 火のそばに置かないこと。

イ 電子レンジ用として使用できないものは、電子レンジで使用できない旨、電子レンジで使用できるものはその使用形態や内容物に応じて注意すべき事項

(8) 事業者の氏名又は名称

事業者の氏名又は名称の表示に際しては、商標を用いて表示することはできない。

法人の種類を表わす文字は、これを省いても誤解を生ずるおそれがないときは省略することができる。

(9) 表示すべき事項は、ラップの包装の見やすい箇所に、印刷、押印又はラベルの貼付その他の方法で、次の様式により表示すること。

(様式)

品名				
原材料名				
添加物名				
寸法	幅	×	長さ	
耐熱温度	度	耐冷温度	度	
使用上の注意				
事業者の氏名又は名称及び住所				

(10) 表示に用いる文字は、6号の活字以上の大きさで地色と対照的な色とすること。ただし、事業者の住所の表示に用いる文字は、7号の活字を使用することができる。

5 表示義務者

表示義務者は、ラップの製造業者とする。

販売業者が製造業者との合意等により製造業者に代わって品質表示に関する表示事項を表示することとなっている場合は、販売業者とすることができる。

6 実施年月日

昭和52年4月19日から実施する。

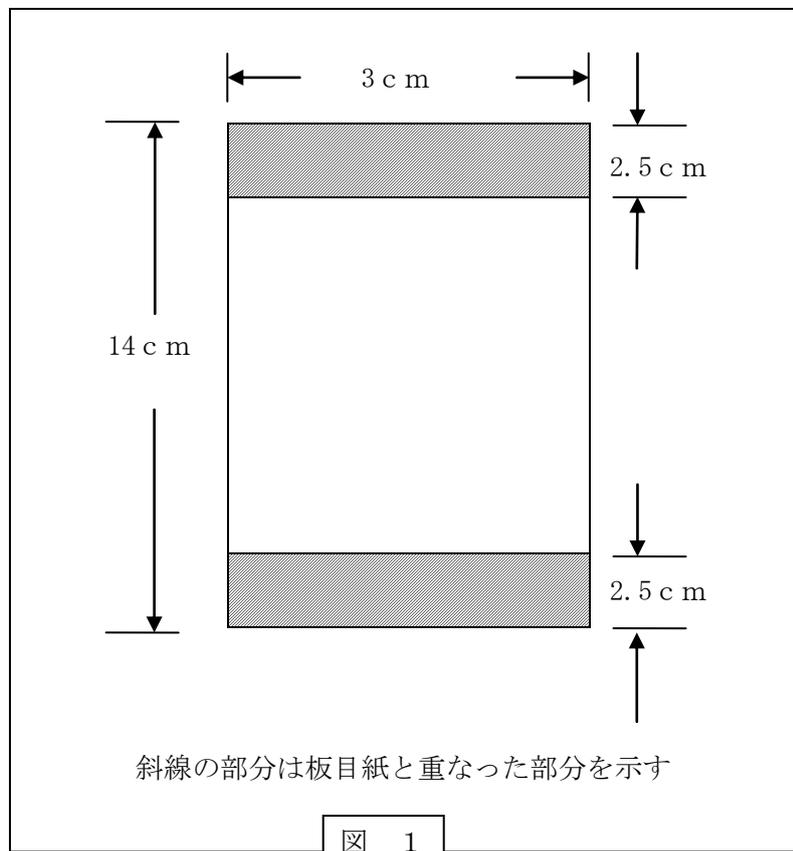
平成23年4月1日一部改正

別記 1

耐熱温度測定方法

(1) 試料の作製方法

図1に示すように、ラップと同じ巾の板目紙をラップと重ねてラップの両端2.5 cmずつの部分に粘着テープで固定したものを試料とする。



(2) 試験方法

試料と重なった板目紙の両端2.5 cmずつの部分の上部を治具に固定し、下端に10 gの荷重をかけ、一定温度に調整したエアオーブン中に迅速に入れ、1時間加熱し、過熱後試料の切断の有無を調べる。

試験温度は5℃刻みに設定する。1時間経過後、試料が切断しなかった場合は、温度を5℃上げ、前記の操作を繰り返す。

表示する耐熱温度は、試料が切断されない最高温度とする。

別記 2

耐冷温度測定方法

(1) 試料の作製方法

耐熱温度測定方法(1)試料の作製方法の場合と同一のものを使用する。

(2) 試験方法

試料と重なった板目紙の両端2.5cmずつの部分の上部を治具に固定し、下端に10gの荷重をかけ、一定温度に調整した低温槽中に迅速に入れ、24時間放置後、常温にもどさず、直ちに、外観上の変化、試料の切断の有無を調べる。

試験温度は、5℃刻みに設定する。24時間放置後、試料が切断しなかった場合は、温度を5℃下げ、前記の操作を繰り返す。

表示する耐冷温度は、試料が切断されない最低温度とする。

なお、低温域においては、各種温度を設定することは困難であるので、止むを得ない場合は、マイナス30℃に設定した低温槽を用いることができる。その場合、試料が切断されなければ、表示は「-30℃に耐える」とする。